

常磐短期大学「2024 年度行動計画の実績報告」について

標記の件については、本学における 2024 年度の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（「内部質保証」）の実績として公表します。

1. 常磐短期大学 2024 年度行動計画

基準	短期大学評価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画 [2024 年度計画]	2024 年度実績報告 ※年度末報告
I 建学の精神と教育の効果	【基準 I・A 建学の精神】 I・A-1 建学の精神を確立している。 I・A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	Ⅲ 1 教育研究 （1）教育の質の保証 ①全学的な教学マネジメントの確立 4 入試広報 （2）広報活動の充実 ①教育目的・目標および学修成果の理解促進 3 地域連携・国際教育 （1）地域連携活動の充実 ①生涯学習事業（リカレント教育を含む）の推進 ②地方公共団体、企業、教育・研究機関、文化団体等との連携および交流活動の推進 ③地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等の充実	[短大全体]（副学長） ・建学の精神に基づいた教育理念を基軸とした3つのポリシー（DP、CP、AP）の関連を、不断に変化していく教育環境や地域社会からの要請等に対応しながら継続的に検証していく。 ・智の拠点としての高等教育機関として、地域連携活動のさらなる充実、地方公共団体等との連携・交流の推進 [キャリア教養学科] ・閉学科まであと1年となり、教員数の不足などあって地域・社会貢献のための十分な余力がないという状況下ではあるが、これまで通り、短大も地域社会の知の拠点を成すという自覚に立ち、出来得る限り本学の教育・研究成果を社会に還元する活動への参加を促してゆきたい。 [幼児教育保育学科] [教職課程] ・茨城県内現職教員のスキルアップに関する教職センターの相談機能を整備する。	[短大全体]（副学長） ・新教育課程による 2023 年度開講科目の教育効果について振り返り、2024 年度開講予定科目への対応を準備する。 ・前年度に引き続き、地域連携研究支援センターと協働し、オープンカレッジにおける短大教員の講座開講、公開講座における通常授業の部分的開放等を継続して実施していく。 ・短大主催のリカレント講座の企画を実施していく。 [キャリア教養学科] ・4 月以降、学科教員は存在しなくなるものの、最後の学生が除籍になり実質的な閉学科の時まで、建学の精神に則り、本学の教育・研究成果の社会への還元に努めてゆきたい。 [幼児教育保育学科：参考] ・労働環境をめぐる社会情勢の変化に基づき、地域において保育士不足の問題がある。その対応を意図し、本学オープンカレッジにおいて保育者のリカレント講座、および高校生講座を開設、実施する。 [教職課程] ・教職センターと協働した教員免許状更新講習制度に替わる新たな研修の在り方について、現場のニーズに基づき具体的に検討する。	[短大全体]（副学長） ・教養科目「心の充実Ⅰ」、第1 講では、実学を重んじる教育理念に基づき、地域社会の要請ならびに現在における教育環境の変化に応じるため、国際化・多様性に順応した人材養成を目的とする教育方針について、講義を行った。 （第1 講授業担当者：学長） また、第2 講では、創立者諸沢みよの略伝についての講義を通して、新入生に対して、建学の精神、教育理念の浸透を促すとともに、短期大学で学ぶことの姿勢についての理解を醸成した。 （第2 講授業担当者：副学長） 上記の講義を含め 2024 年度より改訂したテキスト「TOKIWA の学び - ことはじめ -」を使用して「心の充実Ⅰ」の授業を実施した。 ・春夏オープンカレッジにおいて、幼児・児童を対象とした、幼児教育保育学科教員を講師としたオムニバス講座「トキワであそぼ！トキワでまなぼ！」を開講した。 ・第5 回ときわ保育研究会を開催し「これからの実習生指導について」をテーマとして、講話及びグループディスカッションをおこなった。 （幼児教育保育学科 4 月学科会議議事録） [キャリア教養学科] ・2023 年度3 月に実施した卒業認定試験の結果、卒業要件未充足者であった2 名の学生の卒業を認定し、4 月 25 日に学位記を授与した。これをもって、学科の在籍者が存在しなくなり、第2 回理事会において、2024 年5 月31 日付で常磐短期大学キャリア教養学科の廃止が決定した。 そのため、建学の精神に則り、本学の教育・研究成果の社会への還元に努めるだけの時間的ゆとりがなかった。 （2024 年度第2 回理事会議事録） [幼児教育保育学科] ・オープンカレッジ 2024 年度秋冬職業人講座として学科教員 5 名が講師となり『保育・幼児教育の「今」を知る - 保育現場で働きたい人・保育の現状を学びたい人のリカレント講座 - 』を開設した。2024 年度は最小開講人数に達しなかったため不開講となったが、2025 年度に同じ趣旨で再度開講する予定である（「常磐大学オープンカレッジ 2024 年度秋冬リーフレット」）。 [教職課程] ・教職センターと協働した教員免許状更新講習制度に替わる新たな研修の在り方についての検討を進めた。

基準	短期大学評価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画〔2024 年度計画〕	2024 年度実績報告 ※年度末報告
	【基準 I・B 教育の効果】 I・B・1 教育目的・目標を確立している。 I・B・2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。 I・B・3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	Ⅲ 1 教育研究 （1）教育の質の保証 ①全学的な教学マネジメントの確立 4 入試広報 （2）広報活動の充実 ①教育目的・目標および学修成果の理解促進	〔教務委員会〕 - 教育成果の査定方法の質的向上。 - 継続して行われている、セメスター毎の単位修得状況について把握・検証し、教育改善へ活用する。 - 適正な学生への履修指導を継続する。 〔キャリア教養学科〕 - この数年、新入生に対して「諸澤みよ記念館」訪問の機会を提供出来なかったものの、最終学年を送り出すまで、建学の精神および学科の教育目標・目的については折に触れて周知徹底を図ってゆく。 〔幼児教育保育学科〕 2023 年度よりスタートした新カリキュラムについて実施を進めると同時に、改正時に想定した教育の効果が得られているかを検証するための方法を確立する。	〔教務委員会〕 - DP と CP の一貫性を補強するため、「単位修得状況の振り返り」および「履修系統図」「シラバス」の連続性を担保しつつ、作業効率および精度を上げるための見直しを行う。 - 学生への履修指導について、指導教員および学生支援センターと連携を図り、組織的な支援体制を維持する。 〔キャリア教養学科〕 - 最後の学生を送り出すまで、建学の精神および学科の教育目標・目的について周知徹底を図ってゆく。 〔幼児教育保育学科〕 - 新カリキュラム完全実施の年として、全ての新設科目の成果や課題について、学科カリキュラム全体を俯瞰した検証を行い、課題への対応を検討する。	〔教務委員会〕 2023 年度秋セメスターの単位修得状況の振り返りを実施した。その際、履修系統図の到達目標、授業内容、成績評価基準の観点から分析・評価を行うことを明示し、授業アンケート集計結果の参照の有無についてチェックするよう求めた（2024 年 11 月教務委員会）。2024 年度入学生と 2025 年度入学生の履修系統図について、見直しを行った（2024 年 11 月教務委員会）。履修系統図に記載されている内容は、シラバスに自動的に反映されるよう学事センターが一括して作業を行った。 - 実習を辞退する学生など履修内容に変更が生じた学生については、教務委員、指導教員、学生支援センター間で情報共有をし、丁寧な指導を行った。 - 履修指導の方法について、新たな規程の制定等について検討を行った。 〔キャリア教養学科〕 - 最後の卒業生 2 名を送り出す 4 月卒業までの限られた時間ではあったが、建学の精神および学科の教育目標・目的について周知徹底に努めた。 〔幼児教育保育学科〕 - 新カリキュラムにおける 2 年生担当科目である「保育特講Ⅰ」「保育特講Ⅱ」「在宅保育」を滞りなく開講した。「保育特講」においては合同での野外プログラムを計画し、領域横断的な学びを提供した（2024 年度 7 月学科会議議事録）。「在宅保育」においては、履修の 55 名全員が認定ベビーシッター資格を取得し、社会での活躍の幅を広げられるようにした（2024 年度 3 月卒業認定教授会資料）。
	【基準 I・C 内部質保証】 I・C・1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 I・C・2 教育の質を保証している。	Ⅲ 1 教育研究 （1）教育の質の保証 ①全学的な教学マネジメントの確立	〔短大全体〕（副学長） - 教育の質の保証 - 学習成果の可視化 - 全学的教学マネジメントの確立 - 継続的な FD 研修会・研究会を開くなど組織的取り組みおよび外部からの意見聴取 - 法人内学校間連携の強化 - 教職員の資質向上のための取り組み（FD と SD の連動）	〔短大全体〕（副学長） - 短大全体の汎用型の成績評価指標ルーブリックと、2024 年度より導入した授業別の成績評価指標を、科目ごとに授業担当者が選択して設定する方式を試行し、実施状況を点検・見直しをおこなう。 - 学生による授業アンケートの効果的な実施（実施時期・内容）を検討していく。 - 専任教員の研究業績の確認を行う。	〔短大全体〕（副学長） - 学生が卒業時に身につけるべき学習成果（資質・能力の目標）を明らかにするため、常磐短期大学「アセスメント・ポリシー」の一部変更（キャリア教養学科の廃止等に伴う実質的な評価方法との平仄を併せる一部変更）を、自己・点検評価実施委員会で検討し、教授会で審議・承認した。（2024 年度 3 月教授会議事録） - FD 研究会（2025 年 2 月 25 日）「保育に求められる ICT スキルとは」をテーマとし、外部講師を招聘し、保育現場での ICT 機器やアプリ活用の事例紹介などと、参加者によるグループディスカッションにおいて、教育課程の中での活用等について意見交換をおこなった。 なお、この FD 研究会は、教職員の資質・能力の向上を目的とした FD・SD 活動の連携に関する取り組みとして、広く所属外の専任教員、事務職員に対しての参加を促し、短大所属専任教員以外の出席者を得て開催した。 （2025 年 4 月教授会議事録：FD 委員会報告）

基 準	短期大学評 価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画 [2024 年度計画]	2024 年度実績報告 ※年度末報告
			[教務委員会] ・教育の質の保証 ・学修成果の可視化・フィードバック [キャリア教養学科] ・最後の学年に対しても、アセスメント・ポリシーから得られる学習成果の測定精度を上げるべく努めてゆく。 [幼児教育保育学科] [教職課程] ・教職課程自己点検・評価実施委員会と連携して、教職課程自己点検・評価の充実を図る。	[教務委員会] ・シラバスの記載内容について精度を上げる。特に、授業計画の各回の「授業時間外の学修」について記載率を上げる。 ・2023 年度中に作成した「ループリック作成の手引き」を見直し、効果的なループリックの活用方法について検討する。 [キャリア教養学科] ・責任をもって最後の学生を送り出すまで精励するとしても、学科教員が不在の中でアセスメント・ポリシーから得られる学習成果の測定精度を上げることはできない。 [幼児教育保育学科] ・FD・SD 研修会・研究会への全学科教員の参加を維持し、教育の質向上に努める。 ・学習成果獲得の評価・判定を、学生自身が履修カルテに記入し、学習到達状況や次なる目標を学生が自己点検できるよう、引き続き検討する。 [教職課程] ・教職課程自己点検・評価実施委員会と連携して 2024 年度分の自己点検・評価を行う。	・「常磐大学・常磐短期大学の教育研究活動に関する懇談会」を設置し、2024 年度内に、2 回（第 1 回 6 月 26 日・第 2 回 3 月 28 日）開催した。委員は茨城県副知事・水戸市長・笠間市長他、県内の有識者・学識経験者のより構成され、高橋靖水戸市長を議長として選出し、第 1 回では、陪席者である学長・副学長からの大学・短期大学の概要説明の後、高等教育機関として茨城県から期待される役割等を踏まえた本学の教育研究活動の在り方について諮問した。 （第 1 回・第 2 回常磐大学・常磐短期大学の教育研究活動に関する懇談会議事録） [教務委員会] ・「シラバス執筆の手引き」の見直しを行い、各教員の執筆内容について、3 回に渡り教務委員が確認を行った。「授業時間外の学修」については、全科目で記載を徹底したが、回毎の記載については教員に任せることとした。 ・履修系統図の到達目標とループリックの対応について、シラバス執筆の際に確認するよう働きかけた（2024 年 12 月学科会議）。2025 年度シラバスにおいては、全開講科目においてループリックを作成し一覧を web 上で公開した。 [キャリア教養学科] ・4 月卒業をもって最後の卒業生 2 名を送り出し、実質的な閉学科となったため、アセスメント・ポリシーから得られる学習成果の測定精度を上げる機会は存在しなかった。 [幼児教育保育学科] ・FD・SD 研修会へ原則として学科教員全員が参加した。 ・2 年生へ進級した 96 名全員が履修カルテを記入することで、自身の履修状況、免許・資格取得に向けた学習状況を確認した。また 1 年間の学びの振り返りと次年度の目標について省察を行った（幼教 2 年生全体クラスルーム＜2023 年度入学生＞クラスのドライブフォルダ格納）。 [教職課程] ・教職課程自己点検・評価実施委員会と連携して 2024 年度分の自己点検・評価を行った。
II 教育課程と学生支援 A 教育課程	【基準Ⅱ-A 教育課程】 Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。 Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。 Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設	Ⅲ 1 教育研究 （1）教育の質の保証 ①全学的な教学マネジメントの確立 （2）教育の内容と方法の充実 ①カリキュラム・ポリシーに基づく体系的かつ組織的な教育課程の編成 ②専門教育との関連を踏まえた教養教育 ③ICT を活用した教育の充実 ④国際感覚を育む教育 2 学生支援 （3）進路支援の充実	[短大全体]（副学長） ・外部機関（法人内学校間連携協議会等）における、短期大学への志望動向など情報収集 1. 「三つの方針」にもとづく教育の質的保証と情報公開 1) 「卒業の認定に関する方針」との関係から ・新カリキュラムが実施され、その状況に応じてディプロマ・ポリシーを点検していく。 ・学修成果の可視化 2) 「教育課程の編成及び実施に関する方針」との関係から	[短大全体]（副学長） ・法人内学校間連携協議会において、各学校体の入試広報計画・進路状況等の報告を通して、短期大学への志望動向など収集した情報を踏まえ、今後の入学者受け入れ計画の検討に活かしていく。 ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと各授業科目の対応関係を踏まえ、点検・見直したアドミッション・ポリシーを、大学案内・募集要項等で公表していく。	[短大全体]（副学長） ・第 4 回学校間連携協議会（12 月 11 日開催）において、短期大学の入試広報について報告をおこない、法人内各学校体の校長、常任理事からの質疑と意見交換をおこなった。短期大学の入試志願状況をふまえ、取り巻く厳しい状況に対応するための施策について活発な意見交換がなされた。また、定員の見直しの検討の経緯についても説明し、適正な入学定員の検討について協議会での議論を踏まえ、年度内での学則の改定を目指し入学者受け入れ計画の検討に活かした。 （2024 年度第 4 回学校間連携協議会記録） ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと各授業科目の対応関係を踏まえ、短期大学自己点検・評価実施委員会

基準	短期大学評価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画 [2024 年度計画]	2024 年度実績報告 ※年度末報告
	置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。 Ⅱ・A・4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実的生活中に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。 Ⅱ・A・5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。 Ⅱ・A・6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。 Ⅱ・A・7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 Ⅱ・A・8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	①学生の自己実現に資する進路支援の充実 4 入試広報 (1) 入学者の受入れ ①アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方法の改善・充実 ②高大接続を踏まえた入学者受入れプログラム等の充実 (2) 広報活動の充実 ①教育目的・目標および学修成果の理解促進 ②多様な広報媒体の活用による訴求力の向上	・2023 年度より改正した新カリキュラムにおいて設置した新たな資格取得関係の講座を含む科目の実施状況の点検 ・「幅広い教養」と生涯学び続け主体的に考える力を育成するための、きめ細やかな履修指導 3) 「入学者の受入れに関する方針」との関係から ・学校法人常磐大学の経営計画に基づき変更した入学定員を充足するための学生確保対策 ・公正かつ適切な入学者選抜を継続 [キャリア教養学科] 〈ディプロマ・ポリシーについて〉 ・学科として残る 1 年間、「教養ある職業人」育成のために、既存のキャリア形成学習プログラムを核として、職業教育の実践に努める。 〈カリキュラム・ポリシー、教育課程について〉 ・廃学科まで残り一年となる中、定年・転出等により、教育課程の十分に実施するには教員数が足りていない状況にあるが、最後まで教育課程の質の維持に努めたい。 〈教養教育、職業教育について〉 ・学科として残る 1 年間、「教養ある職業人」育成のために、既存のキャリア形成学習プログラムを核として、職業教育の実践に努める。 〈学習成果測定について〉 ・廃学科まで最終学年の2年生を残すのみとなったが、最後まで本学科の教育理念に基づいた教育を全うすべく、セメスターごとの成績状況の振り返りや学生による授業評価を通じて、学習成果の測定に努める。 〈卒業後評価について〉 ・学科の存続があと 1 年となった現在、学生の卒業後評価への新たな取り組みよりも、キャリア支援センターと連携しつつ、これまで卒業生が就職した企業から伝えられる情報を最終学年の進路指導に活か	[キャリア教養学科] 〈ディプロマ・ポリシーについて〉 ・最後の学生を送り出すまで、「教養ある職業人」育成という理念に基づく職業教育の実践に努める。 〈カリキュラム・ポリシー、教育課程について〉 ・最後の学生を送り出すまで、教育課程の質の維持に努めたい。 〈教養教育、職業教育について〉 ・最後の学生を送り出すまで、職業教育の実践に努める。 〈学習成果測定について〉 ・学科教員が存在せず、個別の学生が残るのみとなった状況下での学習成果の測定は不可能である。 〈卒業後評価について〉 ・学科が存在しなくなった状況下では、学生の卒業後評価の取り組みを行う主体が存在しない。	において点検・見直したアドミッション・ポリシーを募集要項において公表した。(2025GUIDE BOOK・常磐短期大学 2025 募集要項) ・学生が卒業時に身につけるべき学習成果（資質・能力の目標）を明らかにするため、常磐短期大学「アセスメント・ポリシー」の一部変更（キャリア教養学科の廃止等に伴う実質的な評価方法との平仄を併せるため）を、自己・点検評価実施委員会で検討し、教授会で審議・承認した。(2024 年度 3 月教授会議事録) ・教務委員会において、改正短期大学設置基準に基づく「主要授業科目」の確認を踏まえ、自己点検・評価実施委員会で、履修系統図（表形式）の、ディプロマ・ポリシーにおいて求められる能力と各授業科目の対応について確認と見直しをおこなった。 (第 5 回自己点検・評価実施委員会議事録) [キャリア教養学科] 〈ディプロマ・ポリシーについて〉 ・最後の卒業生 2 名を送り出す 4 月卒業までの限られた時間ではあったが、「教養ある職業人」育成という理念に基づく職業教育の実践に努めた。 〈カリキュラム・ポリシー、教育課程について〉 ・最後の卒業生 2 名を送り出す 4 月卒業までの限られた時間ではあったが、教育課程の質の維持に努めた。 〈教養教育、職業教育について〉 ・最後の卒業生 2 名を送り出す 4 月卒業までの限られた時間ではあったが職業教育の実践に努めた。 〈学習成果測定について〉 ・4 月卒業をもって最後の卒業生 2 名を送り出し、実質的な閉学科となったため、学習成果を測定する機会は存在しなかった。 〈卒業後評価について〉 ・4 月卒業をもって最後の卒業生 2 名を送り出し、実質的な閉学科となったため、学生の卒業後評価の取り組みを行う機会が存在しなかった。

基準	短期大学評価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画 [2024 年度計画]	2024 年度実績報告 ※年度末報告
			してゆく。 [幼児教育保育学科] [入試委員会]	[幼児教育保育学科] ・新カリキュラム完全実施の年度として、改めて教育課程とディプロマ・ポリシーとの一貫性を点検する。 ・認定絵本土養成講座として開設された「絵本の世界Ⅰ・Ⅱ」、実施初年度となる「在宅保育」の、教育課程における成果と課題について点検を行う。 ・教育方針に沿った実習の在り方について検討する。 ・幅広い教養を身に付けるため、国際文化研修を含む教養科目の在り方について検討する。 [入試委員会] ・多様な入学生受け入れのため、社会人選抜などにおける募集人員等の検討をおこなう。	[幼児教育保育学科] ・新カリキュラムでの新規開講科目を含む「主要授業科目」と DP との関係性について、自己点検・評価実施委員会で見直しを行い、2024 年度 3 月教授会で審議された内容を、学科会においても改めて話題にし、質疑応答を実施した（2024 年度 3 月学科会議議事録）。 ・認定絵本土養成講座受講者のうち、資格申請者 22 名が全員認定絵本土資格を取得した（2024 年度 3 月卒業認定教授会資料）。また、その成果について講座担当教員らが紀要に発表した（常磐短期大学研究紀要第 52 号）。 ・「在宅保育」においては、履修の 55 名全員が認定ベビーシッター資格を取得し、社会での活躍の幅を広げられるようにした（2024 年度 3 月卒業認定教授会資料）。 ・深い対象理解を備えた保育者養成のため、教育実習との連続性を意図し、空き時間に学生が常磐大学幼稚園でのボランティアを行える仕組みを作った。また保育実習Ⅰ（施設）ではより効果的な実習とするため実習日誌を冊子からバインダー式に変更した（実習担当者連絡会議議事録） ・「国際文化研修」について、2025 年度より常磐大学との合同開講として履修できるよう整え、国際感覚を身に付ける機会を提供することとした。 [入試委員会] ・リカレント教育や社会人入学の強化については、教育訓練給付制度に関するチラシを作成し、近隣の市町村に配付、および大学ホームページ上での周知を行った（2024 年度 6 月学科会議議事録）。入試制度上の検討については、その必要性が指摘されるにとどまった（2024 年度第 11 回常磐短期大学入試委員会会議記録）。
II 教育課程と 学生支援 B 学生支援	【基準Ⅱ-B 学生支援】 Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。 Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にを行っている。 Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にやっている。 Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。	Ⅲ 2 学生支援 (1) 学修支援の充実 ①個々の学修状況に対応した学修支援の充実 ②教育資源の活用 (2) 学生生活支援の充実 ①学生の多様なニーズに対応した学生生活支援の充実 ②課外活動および社会活動に対する支援 (3) 進路支援の充実 ①学生の自己実現に資する進路支援の充実 3 地域連携・国際教育 (2) 国際交流活動の充実 ①海外の大学等との連携および交流活動の推進	〈修学支援・生活支援〉 [全学学修サポート委員会] ・学生の学修に対する意欲の向上に資する支援の充実 ・「学生生活満足度調査」の結果について教員間で共有、学科ごとの総括 ・授業改善に有効な情報とするために、学生による授業アンケートの回答率の向上への対策 ・ループリックの意義を再検討し必要性に応じた科目ごとループリック作成など検討し、より合理的な学習成果の把握意識の共有化を目指す。	〈修学支援・生活支援〉 [全学学修サポート委員会] ・2025 年度入学生を対象とした入学前教育の実施。スクーリングの内容は生徒同士が交流できる時間を確保して、入学前の不安を軽減し、入学後の学修に意欲的に取り組めるようにする。 ・e ラーニング「竹びとラーニング」を活用した入学後の基礎学力アッププログラムの実施。入学前スクーリングにおいて生徒がログインできているのかを確認し、主体的に期日までに実施できるようにする。 ・「保育の基本用語」（わかば社）を活用した保育者になるための基礎学力アッププログラムの実施。4 月に趣旨を説明し学生が主体的に学習できるようにする。	〈修学支援・生活支援〉 [全学学修サポート委員会] ・2025 年度入学生を対象とした入学前教育として、スクーリング、竹びとラーニング、絵本・推薦図書レポート、ピアノレッスン講座を実施した。 ・スクーリングの内容は、入学前課題の説明と実施状況の確認、学生による学科・学びの紹介を行った。学生による発表の時間を長くしたことで、雰囲気や和み、生徒同士も進んで交流していた。欠席者 3 名には学事センターから個別に連絡し、課題の提出及び入学時の学修について説明を行った。質問は Google Foam に入力できるようにし、15 件の質問があった。 ・e ラーニング「竹びとラーニング」については、入学前までに全員がログインできた。入学後も継続して声をかけ、4 月末までにほぼ全員が終了することができた。 ・「絵本感想文」「推薦図書レポート」の提出状況、竹びとラーニングの修了状況をスプレッドシートに記入し、学修サポート委員および 1 年生指導教員とで共有できるようにした。今後の学修・取り組み状況、漢字テスト結果等、継続して情報を入力していき、学生の履修状況等情報を共

基準	短期大学評価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画 [2024 年度計画]	2024 年度実績報告 ※年度末報告
			[FD 委員会] 〈進路支援〉 [全学キャリア支援委員会] ・進路満足度に資する支援の充実	[FD 委員会] - 授業評価アンケートについては、授業時間内で回答を求めることを教員に徹底する。他にも回答率を上げる方法があるかについても検討する。 - ループリックの運用 1 年目となるため、教員が運用の結果について振り返る機会を検討する。 - 公開授業の実施時期・実施方法について重ねて検討する。 〈進路支援〉 [全学キャリア支援委員会] ・学科と共同した就職支援プログラムの充実 ・学科担当者・外部カウンセラーによる相談体制の充実 ・学生の自己実現に資するためのニーズ・課題の洗い出し（学外団体等との連携による支援の可能性の検討を含む） ・前年度のキャリア支援活動の振り返りを行い、課題を検討する。 ・いばらき保育サポートセンターなど外部機関とも連携協力し県内の保育施設の見学や保育体験を積極的に推進する。	有するとともに、取り組みが思わしくない学生については関係教員間で連携しながら、必要に応じ個別の対応を行っていく体制ができた。 [FD 委員会] - 授業評価アンケートは、24 年度より春・秋両セメスターで実施をした。特段の理由がない限り原則は全授業科目での実施となった。回答率の向上については、授業時間内のアンケート実施以外の方策については有効な方策が見出されていない。 - 公開授業は24 年度春セメスターで実施をした。過年度秋セメスターの実施が続いていたので、2 年ごとに、春・秋に実施時期を変え、教員どうしの授業参観の選択の幅を広げることとした。 〈進路支援〉 [全学キャリア支援委員会] ・「ひたちなか市保育士によるワークショップ」（学科主催、1・2 年対象）を開催した。 ・学科主催による OB・OG を招聘して就職ガイダンスを開催した。 ・就職活動が本格化する 10・11 月に「幼児教育保育学科生対象 就職相談会」（2 年対象）を設けた。 ・いばらき保育サポートセンターによる保育施設バスツアーおよび就活応援セミナーを開催した。 ・振り返りを実施し、5 月の全学キャリア支援委員会で報告し情報共有を行った。
Ⅲ 教育資源と財的資源	【基準Ⅲ-A 人的資源】 Ⅲ・A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。 Ⅲ・A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。 Ⅲ・A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。 Ⅲ・A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	Ⅲ 1 教育研究 （3）研究活動の活性化 ①教員が不断に研究活動を行うための仕組みや環境の整備 I 1 人事政策 （1）人材配置の適正化 ①適正な人事採用計画の実施 ②多様な教員の積極的な登用 ③事務系職員年齢構成の適正化（経験者採用の強化） （2）人材育成と組織力の強化 ①教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境の整備 ②人事考課制度の活用 ③研修制度の充実 ④労働環境のさらなる向上	[短大全体]（副学長） ・適正な人材の確保・人材多様化への対応 ・教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境の整備 ・FD・SD の連携と強化 [事務系自己点検・評価実施委員会（人事給与課）] 1 人事政策 （1）適正な人材の確保 ①人材多様化への対応 ②人事採用計画に基づく人材確保（事務員の年齢構成の適正化を含む）	[短大全体]（副学長） ・単科（幼児教育保育学科）短期大学となるに伴い、短期大学設置基準の「短期大学の入学定員に応じた教員数」を適正に配置し、教員組織を維持する。 ・専任教員の研究業績の確認を行う。 [事務系自己点検・評価実施委員会（人事給与課）] 1 人事政策 （1）適正な人材の確保 ①適正な人事採用計画の実施 （2）人材育成と組織力の強化 ①多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境の整備 ア．個人研究費の適正な配分に向けた	[短大全体]（副学長） ・常磐短期大学不正防止計画・推進委員会に於いて、2024 年度コンプライアンス等教育について検討のうえ実施し、専任教員全員の受講を確認した。（専任教員ならびに研究活動及び研究費の管理・運営に関わる事務職員を対象）（第 1 回常磐短期大学不正防止・推進委員会） ・FD 研究会（2025 年 2 月 25 日に実施）を、広く所属外の専任教員、事務職員に対しての参加を促し、短大所属専任教員以外の出席者を得て開催し、教職員の資質・能力の向上を目的とした FD・SD 活動の強化に努めた。 ・学科長が管下の各専任教員の過去 5 年間の研究業績の確認を行い、自己点検・評価実施委員会へ報告し、基準を下回っている教員に対しては、学長より研究活動の進展を促す文書を交付し、研究計画の報告を求めた。（第 3 回短期大学自己点検・評価実施委員会資料） ・2024 年度より学科教員研究会「月一研究会」を実施し、教員相互の研究課題について報告し質疑応答をおこなった。（幼児教育保育学科 3 月学科会議資料） [事務系自己点検・評価実施委員会（人事給与課）] 1 人事政策 （1）適正な人材の確保 ①適正な人事採用計画の実施 年度当初に策定した採用計画に基づき、採用活動を行った。 （2）人材育成と組織力の強化 ①多様な教育研究活動を行うための仕組

基準	短期大学評価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画〔2024 年度計画〕	2024 年度実績報告 ※年度末報告
			(2) 人材育成の強化 ①教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境の構築 ②研究計画に基づいた個人研究費の支給（申請制度の導入） ③多様な研修形態による教職員の能力開発の強化 (3) 適正な人事評価の実施 ①教員の人事考課の実施と処遇への繁栄の検討 ②事務員の人事考課の処遇への反映 ③事務員のモチベーション向上のための昇格と昇給の仕組みの明確化 (4) 適正な人員配置 ①業務の量・質・密度に応じた人員配置 ②上限を定めた定期異動の完全実施による組織および人材の硬直化の回避 (5) 人件費の適正化 ①定年年齢延長を踏まえ人件費の適正化 ②各種手当の見直し ③定期昇給制度の見直し検討 〔教職課程〕 ・教職課程の運営にかかわる業務体制の点検を行うとともに、学科間の連携を円滑に進める方策について検討する。 ・教職課程単独での FD・SD を実施するとともに、FD・SD における外部機関との連携について検討する。	制度の検討 イ. 大学、短期大学教員以外の教職員を対象とした有給の長期研究休暇制度の整備 ②労働環境のさらなる向上 ア. ダイバーシティ推進に向けた取り組み イ. ワークエンゲージメントスコアの導入に向けた検討 (3) 人件費の適正化 ①社会経済情勢に基づいた基本給等の給与額の検討 ②私立大学退職金財団の加入者を対象とした退職金支給率の見直し ③各種手当の見直し 〔教職課程〕 ・教職課程の運営状況を踏まえ、教職センター委員からなるワーキンググループのあり方を検討する。 ・教職課程単独での FD フォーラムの充実を図る。	みや環境の整備 ア. 個人研究費の適正な配分に向けた制度の検討 個人研究費に係る年間限度額の見直しを実施した。また、「課題研究助成」の充実を進め、重点的かつ計画的な支援を行える体制を整備した。 イ. 大学、短期大学教員以外の教職員を対象とした有給の長期研究休暇制度の整備 「学校法人常磐大学特別研修規程」を制定し、1 名に長期の研修休暇を認めた。 ②労働環境のさらなる向上 ア. ダイバーシティ推進に向けた取り組み 「ダイバーシティ宣言」の策定準備を進めているが、いまだ学内調整の段階にある。 イ. ワークエンゲージメントスコアの導入に向けた検討 ワークエンゲージメントスコアの導入に向け検討を継続する予定である。 (3) 人件費の適正化 ①社会経済情勢に基づいた基本給等の給与額の検討 教職員の給与について、給与規則の見直しを行った。初任給および若年層職員に重点を置いた基本給月額を増額改定を実施した。また、非常勤講師の給与額についても、増額改定を行った。 ②私立大学退職金財団の加入者を対象とした退職金支給率の見直し 公益財団法人私立大学退職金財団における退職金交付水準に準拠し、退職金支給規則の改正を行った。 ③各種手当の見直し 人事院勧告に準拠し、扶養手当および付加手当の段階的な見直しを進めとともに、賞与（期末手当・勤勉手当）についても引き上げを行う。 〔教職課程〕 ・教職センター委員からなるワーキンググループのあり方を検討した。 ・教職課程単独での FD フォーラムにおいて、短期大学卒業生の教員の教職課程における学びの成果の共有を図った。
	【基準Ⅲ-B 物的資源】 Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。	I 3 施設設備 (1) 教育環境の整備 ①計画的なキャンパス整備の推進 (2) 安全安心な環境の維持 ①施設設備の機能保全・維持管理のための各種修繕（空調、屋上防水、外壁、エレベーター等含む）の計画的な実施 ②省エネルギーおよび環境保護の取り組み	〔事務系自己点検・評価実施委員会（施設設備課・情報メディアセンター）〕 〔施設設備課〕 ・教育研究環境の整備、特に施設設備の整備計画・修繕計画等について、「施設等環境整備計画」に基づき実施していく。 ・その際、隔年で実施している学生満足度調査の結果から得られた学生の要望等にも極力配慮する方針としている。	〔事務系自己点検・評価実施委員会（施設設備課、情報メディアセンター）〕 〔施設設備課〕 ○教育環境の整備 (1) 見和キャンパスのキャンパスデザイン策定のための諸条件整理 ○安全安心な環境の維持 (1) 「施設等環境整備計画」に基づき、以下を実施する。 ①空調設備更新（F 棟地下 1 階～2 階、D 棟 1 階、K 棟 3 階、茜梅寮、百葎食堂） ②Q 棟中央エレベーター更新 (2) 見和キャンパス構内の緊急非常放送設備の更新を実施する。 (3) 照明の LED 化の実施	〔事務系自己点検・評価実施委員会（施設設備課、情報メディアセンター）〕 〔施設設備課〕 ○教育環境整備について、以下を実施した。 キャンパスデザイン策定に向けて、必要な諸条件の整理のため、諸施設・設備の現況を再確認し、要件整理を開始した。 ○安全安心な環境の維持について、以下を実施した。 ①空調設備更新（F 棟地下 1 階～2 階、D 棟 1 階、茜梅寮、百葎食堂） ②Q 棟中央エレベーター更新 ③見和キャンパス構内の緊急非常放送設備更新 ④照明の LED 化（L 棟 2 階）

基準	短期大学評価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画 [2024 年度計画]	2024 年度実績報告 ※年度末報告
			[情報メディアセンター]	[情報メディアセンター] ・選書方針に基づく各種資料収集を推進する。 ・各種資料の除籍および除却を推進する。 ・電子リソースの積極的活用	[情報メディアセンター] ・図書資料は「常磐大学情報メディアセンターの資料収集と選書に関する方針」に基づき、学科構成およびカリキュラムに十分配慮して選書を行った。 ・2024 年 7 月 8 月、2025 年 2 月 3 月に、館内に保管してあった個人研究費戻り資料 565 点および社会安全政策研究所関連資料 631 点点の除籍作業を行った。 ・ガイダンスを実施し、利用を促すことで、電子書籍の利用数が、前年の約 3 倍になった。(1,045 件→3,282 件)
	【基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源】 Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。	Ⅲ 2 学生支援 （1）学修支援の充実 ②教育資源の活用 I 3 施設設備 （1）教育環境の整備 ①計画的なキャンパス整備の推進	[事務系自己点検・評価実施委員会(情報メディアセンター)]	[事務系自己点検・評価実施委員会(情報メディアセンター)] ・ノート PC 必携化に伴う新情報システムの構築。	[事務系自己点検・評価実施委員会(情報メディアセンター)] ・2025 年度からのノート PC 必携化に伴い、以下の整備を行った。 情報教育システムの導入(学修環境の整備) Qs 棟の無線アクセスポイント増設 Microsoft ボリュームライセンスの導入
	【基準Ⅲ-D 財的資源】 Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。 Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	I 2 財務政策 （1）財政の安定化 ①事業活動収入の安定的な確保 ②適正かつ計画的な予算管理と事業活動支出の抑制 （2）教育研究経費の執行方法の適正化 ①目的別予算の執行内容精査	[事務系自己点検・評価実施委員会(会計経理課)] ・本学の事業活動収支差額の改善と本法人の健全な財務基盤の維持 ・新たな中期財務計画の策定と精査、見直し ・キャリア教養学科の学生募集停止および幼児教育保育学科の定員減への対応、教育の質を維持すべき資金配分の調整と継続した事業活動支出の抑制、適正な執行管理	[事務系自己点検・評価実施委員会(会計経理課)] ・事業活動収支差額の改善に向けた中期財務計画の推進 ・学生生徒等納付金の改定に向けた検討 ・予算執行状況の検証および改善を通じて予算規模を最適化するとともに、より一層の経費支出抑制に取り組む ①経常的経費支出の適正な執行管理 ②教育研究経費支出の適正な執行管理	[事務系自己点検・評価実施委員会(会計経理課)] ・「TOKIWA VISION 2028」に合わせて策定した中期財務計画を推進するとともに、入試状況等を踏まえて収支の見直しを行った。事業活動収支差額の改善を図るため、2025 年度予算編成においては、経常的経費支出で前年比 3%削減実施を含む予算編成方針を掲げ、それに沿って予算編成作業を行った。 ・国家公務員および茨城県職員の給与の動向等を踏まえた給与改定に伴う人件費の増加ならびに近年の光熱水費や物価の高騰などが本学の経営および教育研究に及ぼす影響等を勘案し、学生生徒等納付金の改定を検討した。その結果、本学の授業料について、2025 年度入学生から増額改定することを評議員会・理事会（2024 年 5 月）で決定した。 ・教育研究経費比率は、2024 年度予算値で法人全体 40.2%、本学 51.2%である。いずれも「TOKIWA VISION 2028」で掲げた数値目標（33%以上）を上回っており、教育研究経費単体で見れば、教育研究の維持、充実が図れる予算配分となっている。最終的な教育研究経費比率については、決算により示す予定である。 ・2023 年 12 月に導入した会計情報システムのサブシステムによる予算管理を本格稼働させた。経常的経費予算、教育予算、新規大口案件予算等の執行状況をリアルタイムで把握し、事業計画との照合や執行価格の検証等、適正な執行管理に取り組んだ。 [短大全体]（副学長） ・定員充足を見据えより志願者増を目指し、他学との差別化・特徴を持たす新たな資格課程を設置したが、志願者の数は短期大学を取り巻く状況の悪化により定員を大きく下回った。
			[短大全体]（副学長） ・2023 年度より変更した入学者定員(120 名)の充足。	[短大全体]（副学長） ・2023 年度に開設した新たな資格取得が可能となる講座（認定絵本土・認定ベビーシッター資格）について、学生募集対策として、広報活動の中でより積極的な情報発信を行う。	

基準	短期大学評価基準	TOKIWA VISION 2028 ※2024～2028 年度	改善計画（方針・中期計画） ※2023～2025 年度	行動計画 [2024 年度計画]	2024 年度実績報告 ※年度末報告
				・修学時の経済的負担の軽減を図る多様な制度について周知を図る広報活動を展開する。	2026 年度入学者から現行の定員（120 名）から定員（80 名）の変更する学則改定をおこなった。（第 6 回理事会議事録）
IV リ ー ダ ー シ ッ プ と ガ バ ナ ン ス	【基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】 Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。	I 4 管理運営 （4）コンプライアンスの徹底およびガバナンスの強化 ①私立学校法改正に伴う、寄附行為変更および理事・監事・評議員構成の改編	〔事務系自己点検・評価実施委員会（総務課）〕 ・理事長を中心とした「TOKIWA VISION 2023」各種目標達成への推進 ・学校法人のガバナンス機能を担保し向上するため、理事会、評議員会および監事等の機能の実質化を図る。	〔事務系自己点検・評価実施委員会（総務課）〕 ・私立学校法改正に適応する管理運営体制を構築する。 ・理事会・評議員会において、「TOKIWA VISION 2028」の進捗状況を確認し、達成に向けた取り組みを促すとともに、必要に応じて目標等の見直しを行う。	〔事務系自己点検・評価実施委員会（総務課）〕 ・私立学校法改正に伴い、学校法人常磐大学寄附行為の一部変更について 9 月の理事会、評議員会での決定を経て、文部科学省へ申請し 2024 年 12 月 19 日付けで認可された。 ・常勤役員および各学校長との定期的な情報共有・課題検討会を実施した（2024 年度 18 回）。また、理事長が議長となり、常任理事・学長・副学長・諸学校長等が構成員である学校間連携協議会を定期的に開催（2024 年度 5 回）し、各学校の現状と課題について議論した。 ・評議員会、理事会（2024 年 3 月 28 日）において定めた「TOKIWA VISION 2028」の初年度として 2024 事業計画を定め、各項目に対する取り組みや成果、数値目標の達成状況を確認した。
	【基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ】 Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。	Ⅲ 1 教育研究 （1）教育の質の保証 ①全学的な教学マネジメントの確立 （4）教育研究における法人内各学校との連携強化 ①常磐大学幼稚園との連携に基づく教育プログラムの開発 ②FD にかかわる教職員の学びの場の提供	〔短大全体〕（副学長） ・「学長の意思決定をサポートする体制の強化」に関する本学の体制の運用状況等を継続して検証していく。	〔短大全体〕（副学長） ・短期大学の監事監査をととして「学長の意思決定をサポートする体制の強化」の状況を検証し、課題に対応していく。 ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインを踏まえ、最高管理責任者としての学長の指揮のもと、教職員に対するコンプライアンス教育をさらに推進していく。	〔短大全体〕（副学長） ・2024 年度においても、前年度に引き続き、授業運営等についてのの方針策定や、学長のリーダーシップをサポートする体制を、全学的に強化してきた。短大副学長の他、併設大学副学長、学部長、学事センター長、学事統括等による全学的な教職協働および全学的な会議体の活用を実現してきた。（2024 年度学長定例会面：短大副学長、学長授業打合せ：副学長・教学運営企画課統括）
	【基準Ⅳ-C ガバナンス】 Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。 Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。 Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	I 4 管理運営 （4）コンプライアンスの徹底およびガバナンスの強化 ①私立学校法改正に伴う、寄附行為変更および理事・監事・評議員構成の改編 Ⅲ 4 入試広報 （2）広報活動の充実 ①教育目的・目標および学修成果の理解促進 ②多様な広報媒体の活用による訴求力の向上	〔事務系自己点検・評価実施委員会（監査室）〕 ・監事は法令等に基づいて適切に業務を行う。 ・監事の監査機能の充実を図り、業務量、責務に見合った体制を構築する。 〔事務系自己点検・評価実施委員会（総務課）〕 ・経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした教育の向上・充実を目指す体制の構築 ・情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。 ・積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たす。	〔事務系自己点検・評価実施委員会（監査室）〕 ・監事は学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況の監査を会計監査人、監査室と連携し、業務を遂行する。 ・監事および監事を支援する体制の充実を図る。 〔事務系自己点検・評価実施委員会（総務課）〕 ・評議員会を理事会に合わせ定期開催するとともに、必要に応じて臨時開催し、法人の業務に関する重要事項を諮問する。 ・Annual Report（紙媒体）だけではなく、ウェブサイトの情報公開専用ページを活用して、より多くの情報を適切に公開する。 ・学校教育法施行規則および私立学校法の規定に基づき、遺漏なく速やかに必要な情報を公開する。	〔事務系自己点検・評価実施委員会（監査室）〕 ・監事は学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況の監査を年 3 回実施した。また、監事、会計監査人、監査室が連携し、年 2 回三様監査連絡会を行った。監事は理事会、評議員会へ出席し、必要に応じて意見を述べた。 ・監事および監事を支援する部署として監査室が設置され、監事監査において都度、監事を支援した。 〔事務系自己点検・評価実施委員会（総務課）〕 ・評議員会を年 4 回、理事会を年 5 回実施し、法令等で定められた事項を含む法人の重要な事項については、理事会前に評議員会を開催し諮問した。 ・Annual Report（事業報告、財務状況等）の配付に加え、法令に基づいた公開すべき情報については、HP に最新の情報を公開した。また、数カ年分の情報を掲載し利用者の理解の深化に努めた。

2. 前回の認証評価結果における指摘事項への対応
前回の認証評価結果における「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
基準Ⅱ教育課程と学生支援〔テーマ A 教育課程〕 ○シラバスの一部に出席や欠席により、加点・減点を行っている記述が見られており、改善が求められる。 ※教務委員会	・「講義要綱（シラバス）作成の手引き」第 5 版（2023 年 12 月）において、次の 2 点を記載して各教員へ注意を呼び掛けている。「出席のみで一定の評価を与えること（例：出席点〇%）また、欠席のみを理由とした減点も適当ではないので、「方法」に含めないでください。」「不備や欠落が認められる場合は、修正のお願いをすることがありますのでご注意ください」（2023 年 12 月教授会資料 11-1） ・各教員が作成したシラバスに不適切な表記がないか教務委員が確認を行っている。	・2024 年度においても「講義要項（シラバス）作成の手引き」で引き続き注意喚起をしたことにより、各教員が作成した第 1 稿の段階で、出席・欠席のみを理由とした成績評価の記述は見られなくなった。

以 上